

当会提訴「大阪 I R・カジノ土地改良事業差し止め訴訟」の学習会要旨

2024年11月28日18:30~19:00

大阪市立福島区民センター302号室

参加者 27名

「大阪 I R・カジノ土地改良事業差し止め訴訟」のポイント

畠田健治さん（原告ら代理人）

1. 「地方自治法」では「(地方財政)のお金をきちっと使いましょう」「税をムダ使いしないようにしましょう」ということが定められている。
そのために住民監査請求制度や住民訴訟制度が設けられています。「住民監査請求」は自治体内部の監査委員により不適切な財政支出を是正する制度で、住民訴訟は外部の司法による判断を伺う制度である。
2. この訴訟では何を求めているか。
 - (1) 大阪 I Rの事業のために必要な土地改良費用を負担するという大阪市と事業者との合意をしてはいけない
 - (2) 大阪 I Rの事業のために必要な土地改良費用の支払いをしてはいけない
 - (3) 大阪 I Rに、令和5年12月4日からひと月あたり2億1073万859円の(賃料)の損害賠償(または不当な利得の返還)を請求
 - (4) 大阪市長もしくは大阪港湾局長に対する上記の損害賠償請求を行うことを請求
 - (5) 上の(3)、(4)が行われてない事実について「違法」を確認せよ
3. どのような行為を違法としているのか
 - (1) 事業用定期借地権設定契約(2023年9月)
 - (2) 大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業に関する協定書(2023年9月)
 - (3) 大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る液状化対策等工事市有財産使用貸借契約(2023年12月)
4. どの点が違法なのか
 - (1) 「事業用定期借地権設定契約」、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る協定書」
○今まで他事業に対して土地を貸したり売るときは現状のまま引き渡していたが、この事業では土地改良の事業を市(港湾)が負担しているので憲法14条の「平等原則」に違反する。
○IR用地は地方公営企業である大阪港湾局が管理しているが、公営企業は独立採算制であるので、土地改良事業費用を大阪市が負担することは公営企業の独立採算制に違反する。
○土地改良事業が大阪市の公共工事とされながら、大阪 I R株式会社が発注する工事となっているため、一般競争入札優先主義などの地方自治法などの諸規定から(法を免れつつ)実行する脱法行為である。〔潜法行為〕
○工事費用の支払い額は S P C (大阪 I R株式会社) が算出した額であり、地方自治法および地方財政法で規定されている最少額ではなく同法に違反する。
 - (2) 大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る液状化対策等工事市有財産使用貸借契約
○上記(1)の「事業用定期借地権設定契約」、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る協定書」が違法無効となった場合は、これらと一体となった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る液状化対策等工事市有財産使用貸借契約」は無効である。

○平等原則（憲法 14 条①）に違反

○議会の議決なく行っており、タダで貸していることは、地方自治法、大阪市財産条例違反である。

5.違法であるとならぬのか

(1) 事業用定期借地権設定契約・協定・使用貸借契約は違法無効

(2) 使用貸借契約が無効であることにより、

○無償で使用した大阪 I R 株式会社には不当利益返還義務と損害賠償の義務が生じる。

○違法無効な契約を締結した「本件土地の契約締結権限」を有する者（大阪市長または大阪港湾局長）は、市に生じた損害を賠償する義務が生じる。

6.現在の訴訟の状況

(1) 差し止め部分については先発訴訟に共同訴訟参加するようになった。

(2) 第 1 回（11 月 1 日 11：00） 第 2 回（1 月 27 日 11：00） 第 3 回（3 月 19 日 11：00）

7.まとめ

市民が被った損害を回復し、I R 事業継続による損害を防止し、大阪に財政秩序を取り戻す訴訟である。

<質疑応答>

Q：液状化対策等工事市有財産使用貸借契約書に基づいて、大阪市が I R 株式会社に無償で土地を使わせていることについてレジュメでは「議会の議決なく行っていることは、地方自治法、大阪市財産条例違反」とあります。たしかに地方自治法第 237 条第 2 項は「普通地方公共団体の財産について、条例又は議会の議決による場合でなければ、『適正な対価』なくして貸し付けを行ってはならない」と定められています。

しかし I R 株式会社と契約を結んだ大阪港湾局は地方公営企業であり、地方公営企業法第 40 条第 1 項では「地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法 237 条 2 項の規定に関わらず、条例又は議会の議決によることを要しない」と定めています。

そうすると「議会の議決を経ないで地方自治法違反」と言えなくなるのではないのでしょうか。

畠田：地方公営企業法 40 条 1 項は、地方公営企業の能率的・経済的な業務運営を確保し、管理者の自主性を強化するために条例又は議会の議決を不要としたものです。40 条 1 項の目的がこのようなものであるため、議会の議決を不要とするのは手続きを緩和したにとどまり、「適正な対価」であるかどうかまで議会の議決を不要としたわけではありません。

Q：国会でも質問してほしい（全体への意見）

畠田：裁判だけでなく運動を行うことが重要でしょう。

Q：23 年 12 月から液状対策工事であるが、賃料は発生していないのでしょうか。

畠田：今は土地賃料がタダの期間です。

山川事務局長：今年の土地引き渡しにより、「維新ジャーナル」やマスコミ報道で「本年 10 月から賃料が支払われる」報道されましたが、大阪市に問い合わせたところ、大阪市は「液状化対策工事が終わってから賃料が発生する」と回答しました。

Q：「土地改良費用を議会に諮っていない」というお話でしたが、松井前市長が 790 億円の土地課題対策を市議

会に諮ったといます。

畠田：当時、経費に係る具体的な内容はありませんでした。

Q：では、松井前市長は関与したとして証人喚問される可能性はありますか。

畠田：その可能性はほぼないと思います。

Q：第1回口頭弁論で被告代理人が原告の訴えについて「憶測」というような言い方をするのはなぜでしょうか。法律家としての物言いとは思えないのですが。

畠田：「違法な行為」については原告が立証する必要があるためだと思います。

<井上真理子さん（当会裁判担当）からのメッセージ>

◆昨日は「大阪 IR カジノ土地改良事業差止訴訟」学習会が開催され、夜分にもかかわらず多くの方々が参加されました。弁護団を代表して畠田健治弁護士が講師を務められました。

講演の構成は、1、地方自治法・住民監査請求・住民訴訟、2、訴えで何を求めているのか【訴状「請求の趣旨」】、3、どの様な行為を違法としているのか【訴状「請求の原因」】、4、どの点が違法なのか【訴状「請求の原因」】5、違法であるとどうなるのか、6、現在の訴訟の状況、7、まとめ、でした。

地方自治法では、地方自治体のお金の使い方に関して「最少経費最大効果原則」がルールになっています。そして重要な事項に関しては議決が必要です（議決事項による規制）

このお金の使い方のルールに対する違反の是正のために、住民に与えられた「権能」がとして、住民監査請求、住民訴訟があります。住民監査請求は自治体内部で、住民訴訟は司法の判断で行われます。

我々の裁判では、以下の事を求めています。

- ①大阪 IR 株式会社の事業のため大阪市が土地改良費用を負担するという合意の差止
- ②大阪 IR 株式会社の事業のために必要な土地改良費用の大阪市による支払いの差止
- ③大阪 IR 株式会社が令和5年12月4日から IR 用地を無償で使用して液状化対策工事を行っているが、この間の賃料について大阪 IR 株式会社に対する損害賠償もしくは不当利益返還請求
- ④大阪市長もしくは大阪港湾局長に対する上記の損害賠償請求の履行請求
- ⑤上記③および④の怠る事実の違法確認

これはまだ講演の一部なのですが、とかく難解で市民生活からかけ離れた法律用語、司法の考え方を詳しく説明して戴き、とても有意義でした。こういう集まりをまた持つことが出来ればと思います。